## JR東海労ニュース

No. 946 2007年 5月 25日 **JR東海労働組合** 

## 不当労働行為で勝利命令!

## 会社は直ちに謝罪文を手交せよ!

5月23日、大阪府労働委員会は大阪第三車両所分会が、 勤務時間外における詰所でのビラ配布など正当な労働組合活動 に対する会社の介入と、組合役員への不利益取扱いなどの不当 労働行為の救済を求めて申立を行っていた事件に対して、組合 側の主張を全面的に認めた勝利命令を行いました。

①分会を独立した機関として認めようとしない会社の主張。

(写) 主 被申立人は、申立人らに対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。 ジェイアール東海労働組合 中央執行委員長 荻原 光廣 様 ジェイアール東海労働組合新幹線関西地方本部 執行委員長 胎出 信政 様 ジェイ アール東海労働組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会 執行委員長 西村 泰弘 様 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役 松本 正之 当社が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において労働組合法第7条第1号及び 第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返 さないようにいたします。 貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会毎田伸治書記長に対し、平成17年 3月14日に同日の組合ビラ配布に係る注意指導を行い、同月16日に同日の組合ビラ 配布に係る総務科への来科を命じる業務指示を行った後に、同月17日及び18日に同 月16日の組合ビラ配布及び同日の業務指示に応じなかったことに係る事情聴取を行 い、顛末書の提出を求めるという、一連の対応を行ったこと。 2 平成17年3月22日及び同月23日に、青組合新幹線関西地方本部大阪第三東面所分 会の組合掲示板から下記の2点の掲示物を撤去したこと。 (1) 平成17年3月22日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている 『パワーハラスメント』って何?!」の掲示物 (2) 平成17年3月23日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている 『パワーハラスメント』って何?!! の場示物

②詰所のビラ配布を口 実とした分会書記長への 業務指示、事情聴取、顛 末所の提出。

③2点の掲示物の一方 的な撤去などについて不 当労働行為であると認定 し、二度とこのような行 為を繰り返さないよう謝 罪文を組合側と手交する ことを命令しました。

私たちJR東海労は、 会社に対して、大阪府労 働委員会の命令を厳粛に 受け止め、ただちに謝罪 文を手交することを強く 求めます。

## 下当労働丁を治所のビラ配布、掲示物撤去、派のビラ配布、掲示物撤去、「阪府労働委員会が